

●香川県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年3月25日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 まんのう善通寺線（200号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町真野字東 免470番3地先から 仲多度郡まんのう町真野字東 免479番2地先まで	9.2~10.4	70	平成21年香川県告示第328号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成28年3月25日